

## 令和3年白老町議会議案説明会会議録

令和3年 9月 3日（金曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時03分

---

### ○議事日程

1. 白老町議会定例会9月会議議案説明

---

### ○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会9月会議議案説明

---

### ○出席議員（14名）

1番	久保一美君	2番	広地紀彰君
3番	佐藤雄大君	4番	貳又聖規君
5番	西田祐子君	6番	前田博之君
7番	森哲也君	8番	大淵紀夫君
9番	吉谷一孝君	10番	小西秀延君
11番	及川保君	12番	長谷川かおり君
13番	氏家裕治君	14番	松田謙吾君

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	高尾利弘君
企画財政課長	大塩英男君
政策推進課長	富川英孝君
産業経済課長	工藤智寿君
町民課長	久保雅計君
税務課長	本間弘樹君
健康福祉課長	下河勇生君
子育て支援課長	渡邊博子君
学校教育課長	鈴木徳子君
病院事務長	村上弘光君
消防長	早弓格君
政策推進課参事	伊藤信幸君

---

○職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	本	間	力	君
主			査	八	木	直	紀
書			記	神	綾	香	君

---

## ◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） これより、令和3年定例会9月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前10時00分）

---

○議長（松田謙吾君） 定例会9月会議に町長から提案のあった議案は各会計の補正予算案3件、条例の制定1件、条例の一部改正1件、計画の策定1件、人事2件、認定4件、報告6件、合わせて18件であります。

順次、提案の説明をいただきます。日程第1、議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第7号）の議案について説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） それでは、議案第1号の令和3年度白老町一般会計補正予算（第7号）の説明をさせていただきます。

議案書、議1-1を御覧ください。このたびの補正予算は歳入歳出、歳入歳出それぞれ3億3,820万6,000円を追加し、総額を109億1,323万円とするものでございます。

2ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入、3ページの歳出につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続つきまして、4ページでございます。「第2表 債務負担行為補正」でございます。債務負担行為補正の追加でございます。介護支援システム賃貸借、期間は令和4年度から令和8年度、限度額は407万9,000円でございます。本システムは導入より5年以上が経過しており、延長保守期間が令和4年3月31日までとなっていることから、空白期間を設けずに4年4月1日より新たな機器への更新を行うため、単年度81万5,760円の5年度分の賃貸借契約を結び、機器の調達を進めるものを行う債務負担行為でございます。

続きまして5ページ、「第3表 地方債補正」につきましては記載のとおりでございます、内容につきましては歳出のところでご説明させていただきたいと思っております。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の2の歳出から説明させていただきますので、14ページをお開きください。2款総務費、1項7目財産管理費、(1)財産管理事務経費290万3,000円の増額補正であります。未利用町有地の有効活用を促進するため、末広町1丁目の旧給食センター跡地を今後、売却するにあたり、不動産鑑定料として手数料25万2,000円、分筆測量経費として委託料265万1,000円を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。続きまして、(2)遊休施設解体事業37万円の増額補正であります。白老町公共施設総合管理計画に基づきまして、幌内福祉館の解体工事について、当初予算においては実施設計業務委託料を計上しておりましたが再精査の結果、委託をせずに設計することとし、来年度予定でありました解体工事を1年前倒しして実施するものであります。つきまして、委託料324万9,000円の減額、解体工事の工事請負費361万9,000円を増額するものであります。増額分の財源につきましては、町債の過疎債ソフト事業30万円、一般財源7万

円を充当するものでございます。続きまして、9目企画調整費、(1)地域公共交通運行経費2,000円の増額補正でございます。詳細につきましては、議案第5号の条例改正においてご説明申し上げますが、新たな定期券発行に伴い、委託事業者が収受する運賃収入の減少見合い分を支出するため、委託料を計上するものでございます。なお、計上額2,000円は最低発行額として想定するものでありまして、元号号にかかわる定期券の額を計上しており、実績に応じて今後、補正予算を計上させていただきます。財源につきましては、地域公共交通定期券使用料を充当するものでございます。

続きまして3款民生費、1項6目総合保健福祉センター管理運営費、(1)総合保健福祉センター管理運営経費139万7,000円の増額補正でございます。総合保健福祉センターでは、休館日に職員通用口から不審者が侵入する事案や駐車場における車上荒らしなど、防犯対策を講じる必要があることから、防犯カメラ4台を設置するための工事請負費を計上するものでございます。財源は一般財源であります。続きまして16ページ、17ページであります。8目アイヌ施策推進費、(1)生活館管理運営経費10万円の増額補正であります。北吉原本町生活館の灯油タンク2台の腐食が激しく、灯油漏れが発生する危険性が高いことから、新たに灯油タンク2台を購入するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。(2)慰霊施設周辺環境整備事業337万2,000円の増額補正であります。ウポポイの慰霊施設における外縁敷地樹木の繁茂状況について、かねてより北海道アイヌ協会からアイヌの伝統儀礼上支障があるとして、当該敷地を借り受け管理している本町に対し、環境改善の要望を受けているところであります。このたび、地権者の了承が得られたことから、将来にわたる慰霊の尊厳を図るため、施設外縁の東側役1,845平米の樹木の伐木にかかる委託料を計上するものでございます。財源は国庫支出金アイヌ政策推進交付金269万7,000円、一般財源67万5,000円を充当いたします。続きまして、2項1目児童福祉総務費、(1)放課後児童対策事業経費125万2,000円の増額補正です。児童クラブ支援員補助員の給与等につきましては、当初予算で17名分を計上しておりましたが、登録児童数の増加、特に支援が必要となる児童の増加に伴い、当初の人員では対応できないことから支援員補助員2名を増員して対応することとし、所要額を増額するとともに萩野児童クラブの施設整備を行うものでございます。財源は国庫支出金子ども・子育て交付金41万6,000円、同支出金子ども・子育て支援交付金41万6,000円、一般財源42万円を充当いたします。(2)妊婦感染防止臨時給付事業(交付金事業)40万の増額補正でございます。本事業は新型コロナウイルス感染症に感染した際に重症化が心配される妊婦に、感染防止にかかる経費に負担軽減を図ることで精神的負担の軽減を図り、新たな生活様式に対応した安心して子供を産み育てることができる環境づくりを推進することを目的とした交付金事業でございますが、当初の見込みより対象者が増加となる見込みであることから、給付額2万円の20人分、40万円を増額するものでございます。財源は全額、地方創生臨時交付金を充当いたします。続きまして、(3)子ども食堂感染予防対策支援事業(交付金事業)40万円の新規計上でございます。事業内容につきましては、後ほど担当課長よりご説明をさせていただきたいと思っております。財源につきましては全額、地方創生臨時交付金を充当いたします。続きまして、6目児童館費、(1)児童館管理運営経費37万5,000円の増額補正でございます。美園児童館の事務室及び遊戯室のストーブが老朽化により壊れたことから、新規購入するため備品購入費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

次のページ18ページ、19ページです。4款環境衛生費、1項3目予防費、(1)新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業1,101万1,000円の増額補正でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業が11月まで続くことが見込まれるため、会計年度任用職員の10月、11月分の給与131万2,000円、職員手当等728万8,000円、共済費35万2,000円を増額するとともに、新型コロナウイルスワクチンコールセンター業務委託料と集団接種会場として使用した公共施設5施設の清掃業務委託料を計上するものでございます。財源は全額、国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金を充当するものでございます。続きまして、(2)新型コロナウイルスワクチン接種事業103万8,000円の増額補正です。新型コロナウイルスワクチン集団接種における住所地外接種申請を受けた町民以外に対するワクチン接種料を計上するものでございまして、1件当たり2,277円で接種者数は実数、見込み数合わせて456件分を計上するものでございます。財源は全額雑入、こちらは国保連合会からの収入となりますが、雑入の新型コロナワクチン住所地外接種費を充当いたします。

続きまして、5款労働費です。20ページ、21ページをお開きください。1項2目経済センター施設管理費、(1)しらおい経済センター施設管理経費89万7,000円の増額補正でございます。しらおい経済センター西側玄関へ通じる通路上部の外壁タイルの一部が老朽化により剥落したことから、施設利用者の被害を防ぐため通路部分にトンネル状のナイロン製ネットを設置する工事請負費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、8款土木費、2項1目道路維持費、(1)町道ロードヒーティング改修事業は財源振替でございます。本事業につきましては当初、町債の一般単独事業370万円と公共施設等整備基金繰入金130万円を財源としておりましたが、北海道との協議により過疎債を活用できることとなったことから全額、過疎債に振替えるものでございます。

続きまして、9款消防費、1項1目常備消防費、(1)救急活動経費29万7,000円の増額補正です。救急自動車に搭載しております自動心マッサージ器は導入して7年が経過し、不具合が生じているためメーカーに点検依頼したところ、本体基盤の修理が必要であることから修繕料21万4,940円を計上するとともに、救急2号車の右ヘッドライトが不点灯となっていることから、修繕料8万2,000円を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。3目消防施設費、(1)消防水利維持保全経費79万2,000円の増額補正であります。竹浦地区に設置している消火栓につきまして車両の出入りに支障をきたしているとの申し入れがあったことから、消火栓1基の移設工事を実施するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして22ページ、23ページをお開きください。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、(1)中学校施設管理経費25万9,000円の増額補正でございます。白翔中学校の地下燃料タンク液面計の不具合が発生し調査の結果、正確な油量が把握できない状況にあり、燃料漏れや燃料枯渇につながる可能性があることから、液面計の修繕料を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。続きまして、4項社会教育費、3目図書館費、(1)図書等購入経費10万円の増額補正であります。公益社団法人苫小牧地方法人白老地区様及び新和産業株式会社様より指定寄付があったことから寄付金を財源として増額するものでございます。

続きまして、14款諸支出金、1項1目基金管理費、(1)各種基金積立金3億1,324万1,000円の増

額補正でございます。財政調整基金積立金の積み増し分1億5,000円は令和2年度決算剰余金の処分でございます。剰余金2億9,500万4,000円の2分の1を下回らない金額を今回積立てるものでございます。なお、今補正予算時点における財政調整基金の残高は約12億5,000万円となっているところでございます。次に公共施設等整備基金積立金の積み増し分1億5,000万円は普通交付税の増額分を積立てるものでございます。詳細については歳入のところでご説明申し上げます。次にふるさとGENKI応援寄附金基金積立金1,319万1,000円は4月から7月までの指定寄付金2,636万8,000円の内おおむね2分の1を積み立てるものでございます。次に子ども夢基金積立金5万円は新和産業株式会社様からの指定寄付分でございます。以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。

6ページにお戻りください。12款地方交付税、1項1目地方交付税、普通交付税4億1,431万4,000円の増額補正でございます。7月の普通交付税算定において普通交付税税額が決定をいたしました。税額は34億1,431万4,000円、当初予算対比で4億1,431万4,000円の増になったことから、これを増額補正するものでございます。当初予算との積算額との比較でございますが、まず基準財政収入額が町民税所得割、法人税割をはじめとした減額により約9,000万円の減、すなわちこちらは基準財政収入額が減ということは交付税の増額になるという形になってございます。合わせまして基準財政需要額は本年度から令和2年の国勢調査人口を用いることとされていたことから、その部分を考慮いたしまして、予算計上しておりましたが、結果といたしまして人口急減補正というものが講じられまして、人口に直結する交付税の算定内容なのですけれども、地域振興費などが約6,000万円の増、後期高齢者医療制度に係る経費として高齢者保健福祉費というのがあるのですけれども、そちらの単位費用の増により約2,000万円の増、また本年度から新たに創設となった地域社会のデジタル化を推進するために必要となる経費、こちらが地域デジタル社会推進費約7,000万円の増ということになったものでございます。合わせまして、臨時財政対策債につきましては、当初予算比較で9,806万8,000円の減、2億8,563万2,000円となったところでございます。なお、普通交付税の増額分につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、公共施設等整備基金に1億5,000万円を積み立てるとともに、当初予算において新型コロナウイルス感染症の影響により減収を見込みました法人町民税現年分3,362万5,000円を財政調整基金から繰入をしておりましたが、こちらの金額を繰戻するという形を取らせていただきたいと思います。

続きまして8ページ、9ページでございます。18款財産収入、立木等売払収入125万円は町有林間伐事業による材の売払いによるものでありまして、日鉄鉱業株式会社様に売払いをしたものでございます。

続きまして、20款繰入金です。10ページ、11ページをお開きください。9目財政調整基金繰入金3,362万5,000円の減額です。先ほどご説明いたしました、当初予算において法人町民税現年分の財政調整基金繰入金を繰戻するものでございます。

続きまして、21款繰越金、前年度繰越金2,431万4,000円の計上でございます。歳出総額に対する歳入不足として計上するものでございます。これによりまして、繰越金の留保額は2億714万1,000円となるものでございます。

続きまして、23款町債、8目臨時財政対策債です。先ほどご説明いたしました、普通交付税算定結果に基づき、減額補正するものでございます。議案第1号の私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 続いて、交付金事業の説明をお願いいたします。

渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） それでは、臨時交付金事業の説明資料を御覧ください。子ども食堂感染予防支援対策事業についてご説明させていただきます。事業費は40万円です。事業目的です。子ども食堂を運営している団体が徹底した感染対策を行い、安全、安心に事業を実施するため支援金を支給するものでございます。支援金額は1団体当たり20万円で感染対策と事業を継続して実施していただくために必要な経費に充てていただくということです。支給対象は、令和3年9月時点において町内で子ども食堂を運営している団体、記載のとおり2団体でございます。事業効果といたしましては、感染対策が強化され、安全、安心に事業運営を行うほか、コロナ禍の影響を受けている子供が不安や悩みを打ち明けることができる場所としての役割を担う子ども食堂を継続して実施していただくことができるということでございます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより、議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 15ページの財産管理事務経費、末広町のところを分筆業務委託するというのは分かりましたけれども、これは以前にもやりました若い世帯に家を建てたら土地を無料にするという考えでやるのでしょうか。それともただ単に売るだけなのか、その辺をもう少し説明してください。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 財産管理事務経費のご質問でございます。こちらにつきましては、若い世帯の方々にとということではなく、一般的な町有の分譲地という形で売払をするということで今後、こういった鑑定をして価格を決めて、きちんと測量分筆をかけて公募をかけて売出しをしていくという内容になっているところでございます。

○議長（松田謙吾君） ほかにございませんか。

4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。私からは2、3点あります。まず15ページ、西田議員からもご質問ありましたが、財産管理の事務経費の末広1丁目の給食センター跡地の部分であります。これは売払いというところでありまして、まちではしっかりとしたこういう用途で売るというお考えがあるのかどうか、1つお聞きします。

それから、17ページの民生費の1項8目の慰霊施設の関係です。これは、北海道アイヌ協会さんから何か要望があったということで説明がありましたが、この部分の環境整備ということですから、この慰霊施設の周辺が現状でどういう問題があったのか。どういう方向で慰霊施設の周辺がどのような姿になるのかというところが、きちんとあるのかどうかというところだけ確認させてください。

同じページの児童福祉の関係です。1の報酬で今回、増やしたというところではありますが、児童の利用増加というところが説明されました。実際に今、少子化にあつて児童生徒が減っている中で、これは見込みよりも多かったということだと思つたのですが、見込みよりもどれくらい児童生徒が多かったのかというところを聞かせてください。

それから、臨時交付金の関係です。先ほど子ども食堂の関係の説明がありましたが、必要な経費というところのご説明がありましたが、この必要な経費というのは例えば食材ですとか、そういったものを指すのか、もう少し具体的に教えていただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 財産管理経費の旧給食センターの売払いのご質問でございます。こちらにつきましては、まず町有地まだまだ未利用地があるということで、簡単に申しますと買つていただける町有地をピックアップして、まずそこから売出していこうということで行財政推進計画の中でもうたっておりますので、こちらは歳入の確保ということで積極的に進めている現状でございます。実際に旧給食センターの部分については、何か用途を限定して売出そうということではなくて、広く公募して最終的に入札なり、そういった事務手続きを踏まえた中で売払をしていくという考え方でございます。

○議長（松田謙吾君） 伊藤政策推進課参事。

○政策推進課参事（伊藤信幸君） 私から今、ご質問のあつた慰霊施設の環境整備についてご説明をしたいと思つた。現状につきましては、慰霊施設の周辺につきましては原野ということで木が生い茂っている状況になっております。敷地周辺の南側、北側、東側それぞれ木が生い茂っている状況になっております。これにつきましては、民有地でございますが町と貸借契約を結んでいる中で町が適切に管理をしていくという取り決めで今、環境整備をして敷地周辺の草刈りだとかをしている状況になっております。今回、北海道アイヌ協会から要望があつたという案件につきましてでございますが、施設内にモニュメントが設置されてございます。このモニュメントにかかるアイヌで非常に重要とされる東側からの太陽の光が敷地に生えている木がある状況の中で、朝日が当たらない状況を何とか改善してほしいという要望があつたということでございます。その対策としまして、伐木処理をしまして日がしっかり当たる環境整備をしたいという内容となっております。

○議長（松田謙吾君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 放課後児童クラブについてのご質問でございます。児童見込み数の増加人数でございますけれども今、児童クラブは5つのクラブがありますが、1つのクラブが目安となる基準が40人のクラブなのですけれども、それを超えたということで当初よりも5名ほど多くなつているという状況でございます。

それと、子ども食堂につきましてですけれども、これは支援金として支給するものでございますが、主に継続して事業を実施していただくということでパーテーションであつたり、衛生用品であつたりということで、主に感染対策に使っていただくことを目的として支給するものでございますが一部、食料や食材にも当てることもあるかとは考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。まず、財産管理の給食センター跡地の関係なのですが、私はなぜ用途の部分を書いたかという、一般の住宅地域とは違って駅周辺でかつポロトミントラ等があって、商業的な要素も持つエリアでございます。そういったところから、ここは商工会さんですとか各関係団体といったところと入りながら、まちのこの土地の方向性が協議されているのかどうか、その部分だけ確認させてください。

○議長（松田謙吾君） 本会議でやってください。  
ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第2号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議案第2号でございます。議2-1をお開きください。令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ275万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,543万4,000円とする補正でございます。

次に2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

次に歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。6ページをお開きください。1款総務費、1項1目国保運営経費につきましては、令和3年10月からマイナンバーカードを健康保険証として利用することができることとなる予定でありますことから、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入されている方へのマイナンバーカードの被保険者証の利用申し込みの勧奨や、その支援を実施するための会計年度任用職員2名分の給与、共済費のほかトナー代や封筒印刷費等の需要費や郵送料の役務費の合計275万6,000円を計上しております。なお、財源につきましては国の社会保障税番号システム整備事業補助金のマイナンバーカード健康保険証利用申し込み支援事業分を全額、充当するものでございます。

次に歳入でございます。4ページにお戻りください。2款国庫支出金、1項2目制度関係業務事業費補助金は、歳入でもご説明したとおり275万6,000円の増額補正となっております。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより、議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

日程第3、議案第3号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 議案第3号でございます。議3-1をお開きください。

令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ149万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,492万1,000円とするものでございます。

続きまして2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明させていただきます。6ページをお開きください。2款基金積立金、1項基金積立金、1目特別養護老人ホーム事業基金積立金、（1）特別養護老人ホーム事業基金積立金149万6,000円の増額でございます。内容につきましては、令和2年度の決算におきまして149万6,378円の決算剰余金が発生したことから、これを繰越し令和3年度の予算として特別養護老人ホーム事業基金に積立てをするものでございます。財源につきましては全額、前年度よりの繰越金であり、財源区分としましては一般財源となるものでございます。

次に4ページをお開きください。歳入でございます。歳入につきましては、歳出でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより、議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

日程第4、議案第4号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

本間税務課長。

○税務課長（本間弘樹君） 議案第4号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定にについてご説明いたします。条文の朗読は省略いたしまして、議4-3をお開きください。

附則です。

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（白老町企業等立地促進条例の一部改正）
- 2 白老町企業等立地促進条例（昭和63年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条の表第3条第1号の助成の項中「白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成28年条例第8号）第2条」を「白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（令和 年条例第 号）第2条第1項」に改める。

本附則におきまして、関連条例の文言の整理を合わせて行うものであります。

次に議4-3をお開きください。議案説明です。「過疎地域自立促進特別措置法」と同法を根拠に制定した「白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例」が令和3年3月31日を

もって失効したところであるが、引き続き、過疎地域の持続的な発展の支援等を目的に、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が同日公布され、同年4月1日に施行されております。過疎地域に指定されている本町においても、製造業、情報サービス事業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備の取得等をした場合、地方税法第6条の規定に基づいて固定資産税の課税を免除する措置を講じ、過疎地域の自立促進、持続的発展に繋げるため、改めて本条例を制定するものであります。

次のページに説明資料を添付しておりますので、条例の主な項目についてご説明いたします。1、条例の制定の趣旨については議案説明と重複しますので省略し、2の課税免除要件等の表からご説明いたします。まず、対象地域は町内全域です。対象業種は製造業、情報サービス事業等、農林水産物等販売業、旅館業であります。対象要件は青色申告書を提出する個人又は法人で、設備等の取得価額が資本金の額に応じて500万円から2,000万円以上であること。対象資産は、家屋及び償却資産、土地については取得後1年以内に建物の建設に着手した場合に限り対象となります。免除期間は、固定資産税が課税されることになった年から3年間。適用期限は令和6年3月31日までとなります。なお、3、交付税措置として本件、課税免除措置による減収分の75%が普通交付税により補てんされるものであります。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより、議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

日程第5、議案第5号 白老町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 議5-1をお開きください。議案第5号 白老町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。条文については朗読を省略させていただきます。

議5-3をお開きください。附則でございます。この条例は、令和3年10月1日から施行する。

議5-4をお開きください。議案説明でございます。白老町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例の制定について。本町の地域公共交通は、地域循環バス、デマンドバス及び交流促進バスの3種類を運行しておりますが、今後、これらの有機的な運行体系の構築と、利用者の利便性向上や利用促進に向けた定期乗車券の設定など、地域公共交通の総合的かつ包括的な運用を図り、さらなる地域住民の福祉の向上に資することを目的に、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページに新旧対照表がございますので、改正点を申し上げます。まず、条例名についてですが、本条例の対象に地域循環バスを含めることとしたため、白老町自家用有償旅客運送条例から白老町地域公共交通運行条例へと改正するものでございます。このことに伴いまして、改正前に旅客運送と表記したものにつきましては、全て地域公共交通へと改正し、第1条、趣旨においても同様

の改正をさせていただいております。第2条、定義につきましては、地域循環バスを含めるとしたことから、第1項に許可又は追加するとともに、第1号に地域循環バスを追加し、以降デマンドバスを第2号に、交流促進バスを第3号に繰下げ、それぞれに根拠法令の適用条項等を追記してございます。議5-6をお開きください。続いて第5条、使用料においては、第2項に地域循環バスの運賃の取り扱いを追記させていただくとともに、第6条として運賃の減免に関する規定を追加してございます。議5-7をお開きください。第5条にかかる別表といたしまして、地域循環バスを追加するとともに、それぞれの料金と定期乗車券と1日乗車券の料金を追記させていただいております。なお、本条例にかかりまして、備考欄に定期乗車券の料金の考え方、あるいは内容について規則に委任するというところで記載してございます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより、議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終わります。

日程第6、議案第6号 白老町過疎地域持続的発展計画の策定についての議案について説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議案第6号でございます。議6-1をお開きください。議案第6号 白老町過疎地域持続的発展計画の策定について、少々お時間をいただきましてご説明をさせていただきますと思います。

議6-2をお開きください。議案説明です。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行され、本町が同法に基づく過疎地域として公示されたことから、同法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。なお、本計画は、同法第8条第7項の規定により、北海道とあらかじめ協議を行っているところでございます。

次のページ、説明資料をお開きください。こちらの今回の過疎地域持続的発展計画の概要についてでございます。まず、計画の位置づけですが、策定の根拠となる過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法は、一定要件を満たす市町村を過疎地域とし、特別な措置を講じる法律で国の後押しにより地域の活性化を進め、最終的には非過疎地域となることが目的でありまして、過疎地域自立促進特別法が本年3月末で期限を迎えたことに伴いまして制定、施行されたものでございます。法律においては、市町村計画において地域の持続的発展の基本方針に関する事項、地域の持続的発展に関する目標、計画期間、地域の持続発展のために実施すべき施策に関する事項、計画の達成状況の評価に関する事項、地域の持続的発展に関し市町村が必要と認める事項の6項目をこの計画の中に定めることとなっております。この規定に基づきまして本町においても計画を策定しているところでございます。次に計画策定に当たっての経過について簡単にご説明いたします。本年4月1日に法律が施行され、本町が公示団体となり6月に各課から提出された内容につきましてヒアリングを実施し、素案を取りまとめたところでございます。7月16日の議会全員協議会におきまして、

素案の説明をさせていただきます。7月17日からパブリックコメントを実施したところでございます。パブリックコメントでは11件の意見があり、計画の内容の参考とさせていただきます。その後、素案について北海道との事前協議を経て、正式協議がなされ、8月26日に北海道から本計画に対する同意をいただき、本9月会議の計画案の議案提出となつてございます。議決をいただいた後につきましては、計画を公表するとともに過疎対策事業債の協議と過疎対策事業債の申請を行う予定となつております。

それでは、計画の内容について簡単ではございますが、順次ご説明をさせていただきたいと思っておりますので、計画書を御覧いただきたいと思っております。目次を飛ばしまして、1ページをお開きください。1項目の基本的な事項についてです。(1)の白老町の概況につきましては、ア、自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要。イといたしまして、過疎の状況。ウといたしまして、社会的経済的発展の方向の概要のとおり、各諸条件の概要について掲載しております。続きまして、3ページをお開きください。3ページから6ページにつきましては、(2)、人口及び産業の推移と動向。(3)、白老町行財政の状況として、今後の推移や今後の見とおし、これまでの行財政の取組などを掲載しているところでございます。次に6ページから10ページにかけては、(4)、地域の持続的発展の基本方針は、北海道が策定しております過疎地域持続的発展基本計画に基づき、本町の最上位計画であります第6次総合計画の将来像を踏まえた5つの基本方針を本計画の基本方針と設定しております。11ページをお開きください。(5)、地域の持続的発展のための基本目標においても、同じく総合計画の将来目標人口を基本目標として設定し、それぞれ整合性を図っております。次に(6)、計画評価に関するところであります。こちらは今回の計画において初めてこの計画の評価を実施しなさいという法律の規定になっておりまして、基本方針、基本目標ともに総合計画との整合性を基本としたことから、総合計画実施計画の進捗管理に合わせて随時、必要な評価見直しを講じるものとしております。次に(7)、計画期間でございます。こちらは本年4月1日から令和8年3月31日までの5か年としております。続きまして(8)、公共施設等総合管理計画との整合でございますが、本計画は公共施設等総合管理計画に適合していることが必要であることから、白老町公共施設等総合管理計画に定める基本的な考え方などを掲載し、整合性を図っているところでございます。

続きまして12ページの2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から飛びまして、47ページ13、その他地域の持続的発展に関する必要な事項の12項目に分類し施策についてであります。それぞれ項目ごとに現状の問題点、その対策、計画の3つの項目から構成されているところでございます。このうち現況と問題点の対策には総合計画に定める5分野31施策を12項目に分類をし直しまして、施策、事業の漏れがないようにしており、計画には持続的な発展を実現するための具体的な事業を施策ごとに掲載しているところであります。これは総合計画実施計画を基本としながら、町内調査により精査し、現時点で実現性の大小にかかわらず、過疎対策に帰する後年度の円滑な過疎対策事業債の活用を図るものとして選定しているところでございます。過疎対策事業債で財政上の特別措置を活用するためには、まず計画に事業が搭載されていることが前提となっておりますので、全ての搭載事業を今後、事業化するという実施するという担保としているものではございません。

こちらのことをご理解いただきたいと思います。

最後に本計画に搭載している事業数であります。下水道施設整備事業や町立病院改築事業などハード事業が96件、子ども医療費助成事業や企業立地助成金などソフト事業が98件、合計194事業となっているところでございます。なお、49ページ以降にはソフト事業分を再掲載しているところでございますので、御覧いただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより、議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 今の説明は分かりました。先ほど、パブリックコメントが11件あると言っていましたけれども、それに関してのものがないのですけれども、いただけるのですか。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 今、西田議員からパブリックコメントの実施結果についてということで、こちらについてはホームページ等々でも公表しているという形でございますので、もちろんお出しすることは可能でございます。

○議長（松田謙吾君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終わります。

日程第7、議案第7号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

日程第8、議案第8号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての議案2件は人事案件であることから、議会運営委員会の規定に基づき、審議する当日に配付される議案であります。よって、本日の議案説明会においては、議案説明ができないものであります。審議当日の説明になりますのでご承知願います。

日程第9、認定第1号 令和2年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。認定第2号 令和2年度白老町水道事業会計決算認定について。認定第3号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。認定第4号 令和2年度白老町下水道事業会計決算認定について。報告第1号 令和2年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。報告第2号 令和2年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。報告第3号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。報告第4号 令和2年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。この8件は決算審査特別委員会で審議することになっております。例年においても、議案の提案のみで特に提案説明されるものではありません。よって、本日の議案説明会においては議案説明は省略するものといたしますので、ご承知願います。なお、各会計決算の概要に作成されておりますので、ここで令和2年度各会計決算の概要の資料について説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） それでは令和2年度の各会計決算の概要についてご説明をさせていただきます。お手元に令和2年度各会計決算の概要ということで資料を配付させていただいているかと思しますので、こちらを御覧いただきたいと思います。

ページをめくっていただきまして、1ページ裏面になるのですがすけれども2ページになります。こちらにつきましては、2年度と元年度の比較となっているところがございます。一般会計及び特別会計の歳入歳出差引額と実施収支額の数値を記載しているものでございます。一般会計の実質収支につきましては、前年度より1億5,626万4,000円減の2億9,500万4,000円となっているところがございます。

3ページをお開きください。各企業会計の収支の前年度、令和元年度との比較した数字でございます。ここの中で病院会計につきましては、累積欠損金が前年度より484万5,000円減の10億4,599万2,000円となっているところがございます。

続きまして、4ページをお開きください。町税の状況でございます。総額は令和元年度、前年度より1億286万1,000円減の23億6,140万2,000円となっているところがございます。

次に5ページを御覧ください。こちらにつきましては、健全化判断比率の過去5年間の状況を示しております。実質公債費率は前年度比較で0.7ポイントの減の13.3%、将来負担比率は前年度比21.1ポイント減の31.7%でございます。

最後に6ページを御覧ください。グラフとなっております。上段につきましては一般会計の起債残高の推移を示しております。令和2年度は約93億円で前年比で約4億8,400万円の減ということになってございます。下の段は基金残高の推移でございますが、合計で約21億9,100万円となっております。前年度比2億5,600万円の減ということになってございます。

○議長（松田謙吾君） 資料の説明が終わりました。

これより、各会計決算の概要の資料について質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって、各会計決算の概要の資料説明を終わります。

日程第10、報告第5号 令和2年度白老町財政の健全化判断比率についての議案について説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） それでは、報告第5号でございます。報5-1をお開きください。

令和2年度白老町財政の健全化判断比率についてでございます。令和2年度の決算の結果、記載のとおり実質赤字比率は発生しておりません。連結赤字比率につきましても発生しておりません。実質公債費比率は13.3%、先ほども申しましたとおり前年度比0.7ポイントの減となっております。将来負担比率は31.7%、前年度比で21.1ポイントの減となっているところがございます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより、報告第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第5号の議案説明を終わります。

日程第11、報告第6号 令和2年度白老町公営企業の資金不足比率についての議案について説明をお願いいたします

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 報告第6号でございます。報6-1をお開きください。令和2年度白老町公営企業の資金不足比率についてでございます。各会計の令和2年度決算処理が終了しておりまして、記載のとおり水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、下水道事業特別会計、港湾機能施設整備事業特別会計、いずれも資金不足比率は発生しておりません。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより、報告第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第6号の議案説明を終わります。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、定例会9月会議の議案説明は全て終了いたしました。

これをもって、議案説明会を終了いたします。

（午前11時03分）